

横浜市からのお知らせ

固定資産税(償却資産)の申告書提出・お問合せは、  
「横浜市償却資産センター」にお願いします！

## 【提出先・問合せ先】

横浜市償却資産センター

〒231-8343

横浜市中区真砂町2丁目22番地  
関内中央ビル10階

TEL:045-671-4384 FAX:045-663-9347

受付時間 午前8時45分～午後5時15分  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

Q1 区役所が近いので区役所で相談や申告書の提出をしたいのですが？

A1 区役所ではお取り扱いしておりません。  
償却資産センターまでお願いします。Q2 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。  
申告書は全区分を1枚にまとめても良いですか？

A2 区ごとに作成し、全て償却資産センターに提出してください。

償却資産申告書の提出期限は平成27年2月2日(月)です！

Q 横浜市の法人市民税に係る「横浜みどり税」について、教えてください。

A

## 横浜みどり税 について

**平成21年4月1日から平成31年3月31日\***までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、**標準税率に9%相当額を上乗せ**して申告納付をお願いしています。  
ただし、**平成26年3月31日までに開始する事業年度で、法人税割が課税されない場合は、均等割が標準税率**となります。



※ 課税期間について、平成31年3月31日までの間に開始する事業年度まで、5年間延長されました。  
(平成25年12月改正)

※ 中間(予定)申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。

※ 申告税額が異なることが判明した場合は、更正(地方税法321条の11)の対象となりますので、ご注意ください。

Q 横浜市の法人市民税納付書はダウンロードができるのでしょうか？

A

### 法人市民税納付書や一部を除く申告書等の様式・手引きのダウンロード

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/houjin.htm> 横浜市 法人市民税

#### 法人市民税に関する申告先・お問い合わせ

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当

〒231-8316 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階

電話：045-671-4481

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

※ こちらは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取り扱いしておりません。